

# 南越前中学校 いじめ防止基本方針

南越前町立南越前中学校

# 南越前中学校 いじめ防止基本方針

【様式 1】

令和5年5月1日策定

## 前文

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取組みます。

## 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

### ○ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

### ○共生教育の推進

発達障がい等のある生徒がいじめを受けることがあるため、障がいへの理解やそれぞれの個性や人格を認め合う教育を進めます。

### ○人権教育の推進

人権教育を全体計画に基づき、計画的・系統的に進め、その指導内容や指導方法の工夫改善に努め、生命や人権を大切にする心を育てます。

### ○体験活動の推進

校外学習・修学旅行やボランティア体験等を通して様々な人と心の触れ合いの機会を作り出し、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

### ○道徳教育の推進

「わたしたちの道徳」などを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことによ

り、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育て、規範意識の醸成に努めます。

## (2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止などのための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施など）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止のための取組みの改善に努めます。

### ○評価項目

#### 【教職員】

○生徒の人権意識が高まるように心がけている。

○生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。

○いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

#### 【保護者】

○学校は、いじめが起こらないような学校づくりに取り組んでいる。

○学校（先生）と気軽にお子さんの悩み等を相談できる。

#### 【生徒】

○先生方は、生徒一人一人を大切にした指導をしてくれている。

○先生方は、いじめの問題など、困っていることによく対応してくれる。

## (3) いじめの未然防止

### ○「いじめ対策委員会」の設置

### ○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる授業実践に努めます。

### ○教育相談の実施

いじめの背景には過度の競争意識や勉強・友人などに係るストレスが存在する事から、生徒の悩みや不安を把握するためにアンケートや面談を行い、ストレスに適切に対処できるように支援します。

### ○いじめの起きない学校・学級づくり

学校行事や生徒会活動、清掃活動等を通して、異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

### ○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

### ○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

### ○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

### ○インターネットや情報機器に関する指導

自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点などについて共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの未然防止に向けた啓発に努めます。

### ○特別な配慮が必要な生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。

①発達障がいなどの障がいのある生徒

②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒

③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒

- ④東日本大震災で被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒
- ⑤コロナ禍における感染者や濃厚接触者となった生徒

#### (4) いじめの早期発見

○いじめに係る情報の記録と関係者間での共有

○いじめ対策委員会への報告

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断していきます。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、生徒が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を作ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

定期的に保護者アンケートを実施し、保護者からの情報の収集に努め、家庭における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

#### (5) いじめの事案対処

○速やかな情報共有と組織的な対応

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめの事実を確認した場合は、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全・安心を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○警察との連携

いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポート等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

#### (6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とします。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談などにより確認します。

#### (7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大な事態が発生した場合、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分に配慮しながら、情報を適切に提供します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

### 4 いじめの防止等のための組織の設置および関係機関等の連携

#### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、事案対処についての指導方法を定期的に協議します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・記録の保存（保存期間：5年）
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
  - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
  - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

#### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、学級担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・個別面談による情報収集
  - ・継続的な支援
  - ・保護者や地域との連携
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などの連携

### (3) いじめの防止等のための組織図

南越前町立南越前中学校 いじめ防止基本方針組織図（様式2）  
令和5年4月1日

